

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第24条の2第1項及び第2項	勧告及び命令	生活衛生課

1 法第24条の2に基づき、法第13条第1項若しくは第16条第2項の規定により登録がその効力を失つたまたは第19条第1項の気手により登録を取り消した第一種動物取扱業者に対し、これらの事由が生じた日から2年間、期限を定めて必要な措置をとるべきことを勧告する場合の審査基準は次のとおり。

動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

2 法第24条第2項に基づき、法第24条の2第1項の規定による勧告を受けた者に対し、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命じる場合の審査基準は次のとおり。

前記1（法第24条の2）の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告にかかる措置をとらなかつた場合であつて、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。